# 各種助成要綱(案)

(1)	点呼支援機器等導入促進助成	P1~P3
\ I /	杰· ] 太   及   及   田 寸 寺 / )    及   上 り   及	1 1 0

- (2) 大型・中型・準中型・けん引免許助成 P4~P8
- (3) 安全装置等導入促進助成 P9~P16

# 点呼支援機器等導入促進助成金実施要綱新旧対照表

#### 第1条省略

# (助成対象機器)

第2条 助成対象とする点呼支援機器 等は、<u>国土交通省が認定する「自動点</u> 呼機器」とする。

#### 第4条省略

#### (対象期間)

- 第5条 毎事業年度の4月1日から翌年2月末日までに、点呼支援機器等を契約もしくは利用開始し、かつ、2月末日までに、様式1の「点呼支援機器等導入促進助成事業助成申請書」(以下「助成申請書」という。)を熊ト協に提出したものを対象とする。
  - 2 期間内であっても助成予算額に達 した場合は、その時点で助成を終了 する。

#### (実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、助成申請書に領収書の写し、契約またはサービス利用申込書等写し、管理NO(シリアルナンバー)が記載された書類、国土交通省に届出(乗務後自動点呼等)をして受理された書類等の写しを添付して行うものとする。

#### 第7条~第10条省略

#### (附 則)

この要綱は、令和3年11月29日より適用する。

# 第1条省略

#### (助成対象機器)

第2条 助成対象とする点呼支援機器 等は、公益社団法人 全日本トラック 協会が定めるナブアシスト社が開発し た「ロボット点呼」(ユニボ)及びその 周辺機器で、ナブアシスト社、日貨協 連及び販売取扱店等を通じて、新たに 導入した機器とする。

#### 第4条省略

#### (対象期間)

- 第5条 毎事業年度の4月1日から翌年2月末日までに、点呼支援機器等を導入(サービスの利用を開始)し、かつ、2月末日までに、様式1の「点呼支援機器等導入促進助成事業助成申請書」(以下「助成申請書」という。)を熊ト協に提出したものを対象とする。
  - 2 期間内であっても助成予算額に達 した場合は、その時点で助成を終了す る。

#### (実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、助成申請書に領収書の写し、サービス利用申込書写し(表紙のみ)、管理No.が記載された書類(サービス利用申込書に記載されている場合は不要)を添付して行うものとする。

#### 第7条~第10条省略

#### (附 則)

この要綱は、令和3年11月29日より適用する。

# 点呼支援機器等導入促進助成金交付要綱

令和3年11月29日制定 令和5年 3月 日改正 公益社団法人 熊本県トラック協会

#### (目 的)

第1条 この要綱は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等(以下「点呼支援機器等」)の導入に対する助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

#### (助成対象機器)

第2条 助成対象とする点呼支援機器等は、<u>国土交通省が認定する「自動点呼機器」</u> とする。

#### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、公益社団法人 熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)の会員事業者で、熊本県内の営業所に導入する中小企業者(以下「請求事業者」という。)とする。

この場合において、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める資本金の額若しくは、出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは、個人とする。

2 前項の助成対象者に、熊ト協の会費、帳票代等の未納がある場合は、助成対象としない。

#### (助成額)

第4条 助成対象者が導入した第2条に定める点呼支援機器等の機器及びシステム導入に要する費用を熊ト協より10万円を上限に助成する。

ただし、国、自治体からの補助金が交付された機器及びシステム(周辺機器を含む。)は助成対象外とする。

なお、導入費用は、機器本体価格及びシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用には含まないものとする。

2 申請は1事業者あたり1台とする。

#### (対象期間)

- 第5条 毎事業年度の4月1日から翌年2月末日までに、点呼支援機器等を契約も <u>しくは利用開始</u>し、かつ、2月末日までに、様式1の「点呼支援機器等導入促進 助成事業助成申請書」(以下「助成申請書」という。)を熊ト協に提出したものを 対象とする。
- 2 期間内であっても助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、助成申請書に領収書の写し、<mark>契約または</mark>サービス利用申込書<u>等</u>写し、管理NO<u>(シリアルナンバー)</u>が記載された書類、<u>国土交通省に届出(乗務後自動点呼等)をして受理された書類等の写し</u>を添付して行うものとする。

#### (助成金の返還)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部もしくは一部の返還 を命じることができる。
  - (1) この要綱に定める事項に違反したとき
  - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

#### (助成金の交付)

第8条 熊ト協は、前条の「交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、請求事業者に対して助成金を交付する。

#### (財産処分の制限)

第9条 助成を受けた会員事業者は、交付対象の機器導入の日から起算して1年を 経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供しては ならない。

ただし、あらかじめ熊ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

# (報 告)

第10条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

#### (附 則)

この要綱は、令和3年11月29日より適用する。

新

#### 第1条~第2条省略

#### (助成交付額等)

第3条 会員事業者及び一般運転者が新たに「大型・中型・準中型・けん引免許」 を取得した場合の費用を支払った者に対し、次の表に掲げる金額を上限として助成する。

また、特例教習の受講について、受講費用の3分の1(上限10万円)を助成し、 Gマークを取得している事業者については、その費用に10,000円を加算し、助成する。

#### 第3条2~第4条省略

#### (助成金交付請求)

第5条 助成金の交付請求は、請求書を熊 ト協へ提出して行うものとする。

なお、請求書には次に掲げる書類を添付 して行うものとする。

#### (添付書類)

- ① 免許取得者名簿(様式2)
- ② 誓約書(様式3)
- ③ 免許取得者在職証明書(様式4)
- ④ 健康保険証(写)
- ⑤ 免許取得<u>及び特例教習受講</u>を証明する書類(運転免許証(写))
- ⑥ 教習所への支払を証明する書類(教 習所発行の領収書等(写))
- ⑦ Gマーク認定書(写)(Gマーク取得事業者)
- 2 前項第6号の領収書(写)の宛名については、会員事業所に在籍している運転者は会社名又は個人名が、一般運転者は個人名が記載された領収書に限るものとする。

旧

#### 第1条~第2条省略

第3条 会員事業者及び一般運転者が新た に「大型・中型・準中型・けん引免許」 を取得した場合の費用を支払った者に 対し、次の表に掲げる金額を上限として 助成する。

#### 第3条2~第4条省略

#### (助成金交付請求)

第5条 助成金の交付請求は、請求書を熊 ト協へ提出して行うものとする。

なお、請求書には次に掲げる書類を添付して行うものとする。

#### (添付書類)

- ① 免許取得者名簿(様式2)
- ② 誓約書(様式3)
- ③ 免許取得者在職証明書(様式4)
- ④ 健康保険証(写)
- ⑤ 免許取得を証明する書類(運転免許 証(写))
- ⑥ 教習所への支払を証明する書類(教習所発行の領収書等(写))
- ⑦ Gマーク認定書(写)(Gマーク取得事業者)
- 2 前項第6号の領収書(写)の宛名については、会員事業所に在籍している運転者は会社名又は個人名が、一般運転者は個人名が記載された領収書に限るものとする。

なお、特例教習の受講費用については、	
会社名の宛名の領収書とする。	
第6条~第9条省略	第6条~第9条省略

# 大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成24年 4月 1日制定 平成25年 3月22日改正 平成26年 3月19日改正 平成27年 3月20日改正 平成28年11月24日改正 平成29年 4月 1日改正 平成30年 3月20日改正 令和 4年11月28日改正 令和 年 月 日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

#### (目 的)

第1条 この要綱は、運送事業における若年層等の労働力を確保するため、会員事業者の運転者及び免許取得後に会員事業者に入社する一般の運転者(以下「一般運転者」という。)が、「大型免許」、「中型免許(中型限定解除を含む。)」、「準中型免許(準中型限定解除を含む)」及び「けん引免許」(以下「大型・中型・準中型・けん引免許」という。)を取得するための費用(教習所、自動車学校へ支払った教習料に限る。以下同じ。)に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要事項を定め適正かつ、円滑な事業の推進に資することを目的とする。

# (助成対象)

第2条 「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得した運転者が在籍している会員 事業者の県内営業所及び一般運転者を対象とする。この場合において会員事業者の 県内営業所に在籍している運転者は、免許取得後1年以内のもの、また、一般運転 者は、入社後に当該会員事業者を1年以内に退職しないことを同意した者に限る。 なお、同一運転者に対する助成回数は1回のみとする。

#### (助成交付額等)

第3条 会員事業者及び一般運転者が新たに「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得した場合の費用を支払った者に対し、次の表に掲げる金額を上限として助成する。

また、特例教習の受講について、受講費用の3分の1(上限10万円)を助成し、 Gマークを取得している事業者については、その費用に10,000円を加算し、 助成する。

2 県内営業所において、Gマークを取得している事業者には、下表の全ての免 許種別において10,000円を加算して助成する。

免 許 種 別	1人当たりの 助成上限額	Gマーク 取得事業者
大型免許	70,000円	80,000 円
中型免許	50,000 円	60,000 円
中型免許限定解除	30,000 円	40,000 円
準中型免許(限定解除含む)	30,000 円	40,000 円
けん引免許 6	30,000 円	40,000 円

3 同一年度内の助成金の交付は、一事業者当たり、5人を限度とする。

#### (請求期間等)

- 第4条 助成金の請求期間等は、次のとおりとする。
  - (1) 会員事業者に在籍している運転者
    - ア 請求期間

当該年度4月1日から2月20日までの間とする。

#### イ 請求要件

- (ア) 大型・中型・準中型・けん引免許の運転免許証の交付を受けた期間が前 年度の2月21日から当該年度の2月20日までの間であること。
- (イ) 「大型・中型・準中型・けん引免許」取得に係る助成金交付請求書(様式1)(以下「請求書」という。)の提出時に運転免許取得費用の支払(割賦支払い含む)が完了していること。
- (2) 一般運転者
  - ア 請求期間

当該年度4月1日から2月20日までの間とする。

#### イ 請求要件

- (ア) 前年度の2月21日から当該年度の2月20日までの間に入社した一般運転者で、入社時において、大型・中型・準中型・けん引免許の運転免許証の交付を受け、かつ、その運転免許証の交付日が、会員事業所入社日前1年以内のものであること。
- (イ) 請求書の提出時に、運転免許取得費用の支払(割賦支払い含む)が完了 していること。
- 2 請求期間内であっても熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終 了する。

#### (助成金交付請求)

第5条 助成金の交付請求は、請求書を熊ト協へ提出して行うものとする。 なお、請求書には次に掲げる書類を添付して行うものとする。

#### (添付書類)

- ① 免許取得者名簿(様式2)
- ② 誓約書(様式3)
- ③ 免許取得者在職証明書(様式4)
- ④ 健康保険証(写)
- ⑤ 免許取得及び特例教習受講を証明する書類(運転免許証(写))
- ⑥ 教習所への支払を証明する書類(教習所発行の領収書等(写))
- ⑦ Gマーク認定書(写)(Gマーク取得事業者)
- 2 前項第6号の領収書(写)の宛名については、会員事業所に在籍している運転者 は会社名又は個人名が、一般運転者は個人名が記載された領収書に限るものとする。 <u>なお、特例教習の受講費用については、会社名の宛名の領収書とする。</u>

#### (助成金の交付)

第6条 熊ト協は、前条の提出書類があったときは、速やかにその内容を審査し、 本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

#### (助成金の返納)

第7条 第5条に基づき提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合又は 免許取得者が取得後1年以内に退職した場合は、大型・中型・準中型・けん引免許 取得助成金返納報告書(様式5)にて速やかに熊ト協に報告し、その当該事業者は 助成金を返納しなければならない。

なお、一般運転者については、入社後1年以内に退職した場合も同様とする。

# (報 告)

第8条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができるもの とし、当該事業者は、これに応じなければならないものとする。

# (個人情報の管理)

第9条 本助成金交付申請提出書類に記載された個人情報については、免許取得に 係る事実確認のため当該教習所又は自動車学校に照会する場合を除き、第三者への 開示は行わないものとする。

附 則 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱(案)新旧対照表

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)が行う、安全装置等(後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、後付け衝突防止補助装置、トルク・レンチ)装着に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

新

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「安全装置等」(以下「装置」という。)とは、後方視野確認の支援装置であり、次の機能を全て有するものに限る。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後退時の後方視野が確保できること。
- (2) 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
- 2 側方視野確認支援装置のカメラ装着位置は、車両の左側方とし、道路 運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適 合しているものとする。

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)が行う、安全装置等(後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、後付け衝突防止補助装置)装着に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

 $\Box$ 

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「安全装置等」(以下「装置」という。)とは、後方視野確認の支援装置であり、次の機能を全て有するものに限る。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しない ことを条件とする。

- (1) 後退時の後方視野が確保できること。
- (2) 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
- 2 側方視野確認支援装置のカメラ装着位置は、車両の左側方とし、道路 運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

- 4 I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検 知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限 り、助成対象とする。
- 5 後付け衝突防止補助装置は、国土交通省に認定された、「運行中におけ る運転者の疲労状態を測定する機器」に限り、助成対象とする。
- 6 大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型 インパクトレンチを含む)は、「600N・m」以上の締め付け能力を 有するものを助成対象とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員 事業者に所

属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。

- 2 一事業者につき3台までとする。
- 3 側方視野確認支援装置については、車両総重量 7.5 t 以上の車両の 左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。
- 4 後付け衝突防止補助装置は、前項1~3項までの装置とは別に、一事 業者につき5台までとする。
- 5 大型車用トルク・レンチについては、車両総重量8 t 以上の事業用ト ラックを管理する事業所に、前項1~4とは別に1台までとする。

# 第4条省略

(助成金の交付額)

第5条 前条の助成金の交付額は、新たに装置を装着する会員事業者に対 | 第5条 前条の助成金の交付額は、新たに装置を装着する会員事業者に対 して車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2(上

- 4 I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検 知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限 り、助成対象とする。
- 5 後付け衝突防止補助装置は、国土交通省に認定された、「運行中におけ る運転者の疲労状態を測定する機器」に限り、助成対象とする。

(助成対象重両)

- 第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員 事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。
- 2 一事業者につき3台までとする。
- 3 側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5 t以上の車両の 左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。
- 4 後付け衝突防止補助装置は、前項1~3項までの装置とは別に、一事 業者につき5台までとする。

# 第4条省略

(助成金の交付額)

して車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2(上

限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円。第2条第5項「後付け衝突防止補助装置」は熊ト協30,000円。)とし、取付工賃及び消費税は取得価格に含まないものとする。但し、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

また、第2条第6項「トルク・レンチ」は、取得価格の1/2(上限: 全ト協30,000円)とし、小数点以下の値は、切り捨てるものとする。

なお、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、 次のとおりとする。

(1)~(2)省略

第6条省略

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から-  $_{\tau}$ 月以内に次の (1)  $\sim$  (5) の書類を添付し、2月末日までに提出しなければならな い。

また、トルク・レンチについては、次の(1)~(3)及び購入に関する領収書とする。

- (1) 様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」
- (2) 様式2「安全装置等導入促進助成金申請內訳書」
- <u>(3)</u> 装着車両の「自動車検査証(写)」
- (4) 装置装着に支払った「領収書(写)」もしくは「リース契約書(写)」 なお、会員事業者において取付を行った場合は、車両への装着が確認

限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円。第2条第5項「後付け衝突防止補助装置」は熊ト協30,000円。)とし、取付工賃及び消費税は取得価格に含まないものとする。但し、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

なお、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、 次のとおりとする。

(1)~(2)省略

第6条省略

(実績報告及び助成金の請求)

- 第7条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から一ヶ月以内に次の  $(1) \sim (5)$  の書類を添付し、2 月末日までに提出しなければならない。
  - (1) 様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」
  - (2) 様式2「安全装置等導入促進助成金申請内訳書」
  - (3) 装置装着に支払った「領収書(写)」もしくは「リース契約書(写)」 なお、会員事業者において取付を行った場合は、車両への装着が確認できる写真。
  - (4) 装着車両の「自動車検査証(写)」
  - (5) 取付装置の型式等が記載された「取付証明書(自由様式)」(上

できる写真。

(5) 取付装置の型式等が記載された「取付証明書(自由様式)」(上記(3)もしくは請求書に型式が明記されている場合は不要) なお、次に定める機器の導入については、次の書類を併せて提出する。

第8条省略

(財産処分の制限)

- 第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - (1) 後方視野確認支援装置 1年
  - (2) 側方視野確認支援装置 1年
  - (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年
  - (4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検 知器 1年
  - (5) 後付け衝突防止補助装置 1年
  - (6) トルク・レンチ 1年

第10条省略

本要綱は令和5年4月1日より適用する。

記(3)もしくは請求書に型式が明記されている場合は不要) なお、次に定める機器の導入については、次の書類を併せて提出する。

第8条省略

(財産処分の制限)

- 第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の 期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸 付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらか じめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方視野確認支援装置 1年
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年
- (4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
- (5) 後付け衝突防止補助装置 1年

第10条省略

本要綱は令和3年4月1日より適用する。

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年 4月 1日制定 平成19年 3月29日改正 平成22年 3月26日改正 平成23年 3月29日改正 平成24年 5月11日改正 平成25年 3月22日改正 平成26年 3月20日改正 平成29年 5月12日改正 平成30年 3月20日改正 令和元年 5月14日改正 令和3年 8月 7日改正 令和3年 3月19日改正 令和3年 月日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

# (目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)が 行う、安全装置等(後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式 アルコールインターロック、I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯 型アルコール検知器、後付け衝突防止補助装置、<u>トルク・レンチ</u>)装着に対する助 成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑 に事業を推進することを目的とする。

# (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「安全装置等」(以下「装置」という。)とは、後方視野確認の支援装置であり、 次の機能を全て有するものに限る。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後退時の後方視野が確保できること。
- (2) 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
- 2 側方視野確認支援装置のカメラ装着位置は、車両の左側方とし、道路運送車両の 保安基準に抵触しないことを条件とする。
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。
- 4 I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。
- 5 後付け衝突防止補助装置は、国土交通省に認定された、「運行中における運転者 の疲労状態を測定する機器」に限り、助成対象とする。
- 6 大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクト レンチを含む)は、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象 とする。

#### (助成対象)

- 第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員事業者に所属する営業用(緑ナンバー)自動車とする。
- 2 一事業者につき3台までとする。
- 3 側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5 t以上の車両の左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。
- 4 後付け衝突防止補助装置は、前項1~3項までの装置とは別に、一事業者につき 5台までとする。
- 5 大型車用トルク・レンチについては、車両総重量8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所に、前項1~4とは別に1台までとする。

#### (対象期間)

- 第4条 毎事業年度4月1日から翌年2月末日までに装置等を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末までに助成金交付請求書を熊ト協に提出するものとする。
- 2 期間内であっても、全ト協及び熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で 各助成を終了する。

# (助成金の交付額)

第5条 前条の助成金の交付額は、新たに装置を装着する会員事業者に対して車両1 台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2(上限:全ト協20,000 円、熊ト協10,000円。第2条第5項「後付け衝突防止補助装置」は熊ト協3 0,000円。)とし、取付工賃及び消費税は取得価格に含まないものとする。但 し、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

また、第2条第6項「トルク・レンチ」は、取得価格の1/2 (上限:全ト協3 0,000円) とし、小数点以下の値は、切り捨てるものとする。

なお、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、次のとおりとする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置は、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限り、車両1台につきモニターと後方カメラの取得価格総額の1/2(上限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円)を助成する。モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。

- (2) 側方視野確認支援装置
- ア 既に後方視野確認支援装置 (モニター+後方カメラ) を導入している車両に、新たに側方視野確認支援装置を後付装着する場合は、車両1台につき側方カメラの取得価格総額の1/2 (上限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円) を助成する。
- イ 新たに側方視野確認支援装置のみを導入した場合(モニター+左側方カメラ 1台)は、車両1台につきモニターと側方カメラの取得価格総額の1/2(上限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円)を助成する。モニター単体 又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。
- ウ 新たに後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置を同時導入した場合 (モニター+後方カメラ1台+左側方カメラ1台)は、車両1台につきモニター と後方カメラ及び側方カメラの取得価格総額の1/2 (上限:全ト協40,0

00円、熊ト協20,00円)を助成する。

(装置の装着)

第6条 助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から-ヶ月以内に次の(1)~(5) の書類を添付し、2月末日までに提出しなければならない。

また、トルク・レンチについては、次の(1)~(3)及び購入に関する領収書とする。

- (1) 様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」
- (2) 様式2「安全装置等導入促進助成金申請内訳書」
- (3) 装着車両の「自動車検査証(写)」
- (4) 装置装着に支払った「領収書(写)」もしくは「リース契約書(写)」 なお、会員事業者において取付を行った場合は、車両への装着が確認できる写真。
  - (5) 取付装置の型式等が記載された「取付証明書(自由様式)」(上記(3)もしくは請求書に型式が明記されている場合は不要)

なお、次に定める機器の導入については、次の書類を併せて提出する。

- 1 側方視野確認支援装置の導入
  - (1) 左側方カメラを装着したことが確認できる写真。
  - (2) 新たに側方視野確認支援装置のみを導入した場合(モニター+左側方カメラ1台)は、モニター装着を証明する「領収書(写)」。
- 2 I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入の場合は、「Gマーク認定証(写)」。
- 3 国の補助金対象である装置を導入する場合、国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを証明する書類「誓約書」。(第2条第5項「後付け衝突防止補助装置」を除く。)

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書) の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結 果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、 事業者に対して、助成金を交付する。原則として、この報告書の到着月の末日締、 翌月10日支払いとする。

#### (財産処分の制限)

- 第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - (1) 後方視野確認支援装置 1年
  - (2) 側方視野確認支援装置 1年
  - (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年
  - (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
  - (5) 後付け衝突防止補助装置 1年

# (6) トルク・レンチ 1年

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、 熊ト協が別にこれを定める。

附則

本要綱は令和5年4月1日より適用する。